

令和 7 年 第 22 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和 7 年 1 月 25 日（火）午後 1 時 30 分
場 所：教育委員会室

教育長	内 野 雅 晶
教育長職務代理者	天 野 安 喜 子
委員	森 本 勝 也
委員	伊 藤 真 弓
委員	松 山 隆 之

事務局	教育推進課長	飯 田 常 雄
	学務課長	木 村 美 由 紀
	教育指導課長	大 川 千 章
	学校施設課長	栗 間 大 介
	教育相談センター長	百 々 和 世
	統括指導主事	田 中 將 一
	統括指導主事	堀 田 誠

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	中 尾 隆
	同 主査	樽 川 翔 平

	開会時刻 午後 1 時 30 分
内野教育長	<p>ただいまから、令和7年第22回教育委員会定例会を開催いたします。</p> <p>本日は1名の方から傍聴の申出がございました。事務局は傍聴人の方を入室させてください。</p>
	[傍聴人入室]
教 育 長	<p>それでは、日程を進めてまいります。</p> <p>日程第1、署名委員を決定します。</p> <p>本日は、天野委員と松山委員にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。</p> <p>続いて、日程第2、議案の審議に入ります。</p> <p>追加議案でございます。第52号議案、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正についての審議にまいりますが、本件は議会に上程される前の議案に関連するものであり、政策形成過程にあることから、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会として審議したいと思います。この発議に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
	[賛成者挙手]
教 育 長	<p>ありがとうございます。全員の挙手ということでございます。賛成多数でございます。本案件は秘密会として取り扱います。審議は本日の公開案件の後、行います。</p> <p>なお、第52号議案については、関連する議案が議会に上程された後に議事録の公開を可能といたします。</p> <p>続いて、日程第3、教育関係事務報告にまいります。</p> <p>教育委員会後援名義の使用承認について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
大川教育指導課 長	<p>それでは、私から教育委員会の後援名義の使用についてのご報告をさせていただきます。</p> <p>千葉商科大学より令和8年2月14日（土）及び2月15日（日）に大学構内において実施する、キッズビジネスタウンいちかわについて後援名義の使用の申請がございました。このイベントは働くことの大切さや喜び、楽し</p>

	<p>さなどを知り、一人ひとりの働きが社会を形成している要素であることを理解することなどを目的として、平成15年から千葉商科大学が開催している幼児、小学生向けのイベントとなります。江戸川区の小学生も参加しており、令和6年度は小学生が17名参加してございます。</p> <p>イベントの具体的な内容は、キッズビジネスカウンいちかわの中で、子どもたちがそれぞれやりたい仕事を選び、そのまちの中だけで通用する通貨により、給与を受け取り、自分が働いて得たお金で買い物などをするというもので、運営は大学生を中心となって行います。このイベントにつきまして、これまででも教育委員会において、後援名義の使用を認めていただいたものでございます。子どもたちに働くことを通じて社会の仕組みを理解してもらうことを主目的としていることから、事業内容が明らかに教育に寄与するものであります。また、これまで区内全小学校に案内されており、実際に区内の様々な小学校の児童が参加していることからも、区内全域に及ぶ規模のイベントとなってございます。</p> <p>以上のとおり、事業内容の性質、これまでの経緯から今年度についても後援名義の使用を承認していただきたいと考えているところでございます。</p> <p>本件について、ご審議のほどをよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
教 育 長	それでは、この件に関しまして、何かご質問等ありましたらお願ひいたします。
天 野 委 員	このイベントには大いに賛成というか、将来に通じるいい企画ではないかと思っています。その中で、今ご説明いただいた中、全校に案内を出していて、参加者が17名。もっといのかなとちょっと思つたりもしたんですが、やはりこれは遠いという要因なのか、あと詳細は学校の中の参加人数、詳細を出していただいているんですけども、年齢的には高学年が多いのかというところを2点、教えていただけますか。
教育指導課長	年齢別のはちょっと手元の資料ではないんですけども、内容の性質からいって、中学年から高学年の層が多いのが一般的かなと思っております。昨年度は17名ということでございますが、内訳としては2名参加している学校が4校と、各1名で参加している学校が9校ということで、現状的には各学校1、2名で任意で参加しているという実態があると報告を受けております。

	令和5年度が12名だったということなので、参加者数と学校数は大きく増えているイベントであるなと認識してございます。
教 育 長	ほかにご質問等ありますか。
松 山 委 員	昨年度は8月、夏季に開催されたようですが、今回、3学期、冬の開催になったことについては何か情報ございますか。
教育指導課長	こちらは主体となっているのが大学生であるということと、あと教官が一応ついているということなので、その教官と大学生のやはり授業のスケジュールによって、こちらのほうの日程になったということをお知らせいただいております。
松 山 委 員	では、年によってそれぞれ違うと。
教育指導課長	はい。
教 育 長	よろしいでしょうか。
天 野 委 員	1点だけ教えてください。 全校に案内を出して区を挙げてのイベントというような、そういう受けとめ方をしたんですけど、区を挙げてということは、教育委員の関係者が参加をしたことがあって、それを推し進めてもいいなというご感想をお持ちという認識でよろしかったでしょうか。
教育指導課長	こちらについては、ポスターやチラシが全校配布になっているところもあって、一応、校長先生方を通して、こちらのイベントについては周知させていただいているということなんですが、私たち教育委員会側の者がこれに参加していたかどうかというところまではちょっと把握はしておりません。申し訳ございません。
天 野 委 員	ありがとうございます。 ぜひ、その区を挙げてというお言葉であれば、もしかすると、どなたかが行かれて、これはいいなと、進めていこうという思いが強くあったのかなと思ったものですから。すみません、ありがとうございました。

教 育 長	ほかにご質問やご意見がありましたら、お願ひいたします。
伊 藤 委 員	とてもいい内容で興味深かったんですが、特に感想なんですが、行事の内容で、最後、さらに違う仕事をしたい人はハローワークで仕事を見つけるというのがとても現代にマッチした、柔軟なお仕事の選択を子どもたちに広げさせて、とてもいいなと感じました。感想です。
教 育 長	ほか、いかがでしょうか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
教 育 長	よろしいですか。 ほかにないようござりますので、ただいまの報告事項を了承いたします。 これより会議は秘密会となります。傍聴人の方はご退出をよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。
	[傍聴人退室] [秘密会] [政策形成過程期間が終了したため秘密会部分を公開]
教 育 長	それでは、引き続きまして、第52号議案、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正についてを審議いたします。概要について事務局から説明をお願いいたします。
飯田教育推進課	それでは、ご説明申し上げます。 お手元には新旧対照表をお配りしていると思いますが、先に口頭で背景の部分をご説明させていただきたいと思います。 いわゆる民間企業ですと、労使交渉等で給与水準を決めていく場合もあると思いますけれども、私ども公務員はそういうことができないことから、人事委員会勧告という勧告に基づいて給与の上げ下げ等をしてございます。民間の事業所等の社会情勢を踏まえた、いわゆる給与水準の確保ということのためにやっているものでございますが、今年度は10月14日に特別区人事委員会勧告がございまして、民間の給与水準よりいわゆる月例給、いわゆ

る月給の方では1万5,000円程度公務員が低く、また、ボーナスも若干低いということで、月例給の引き上げ、そしてボーナスの引き上げというところの勧告を受けているところでございます。

月例給については、4月に遡って令和7年の4月1日から引き上げを行う。また、ボーナスについては6月と12月に年2回支給がございますが、6月はもう支給が終わってございますので、12月の支給分で今回の引き上げ分を反映するというところでございます。

ただ、今回ボーナスを引き上げますと、来年度はちょっと上げ過ぎになつてしまふ、6月も12月も同じように上がつてしまつますので、ということがありますので、来年度は今回引き上げたところをまた半分にして、年間通じた引き上げ額が同じになるようにというような調整を行うようなものになってございます。ボーナスは12月に支給することに間に合わせるように議会での議決が終わりましたら、すぐに11月中に公布施行するというところで、12月のボーナスに間に合わせるというようなスケジュールで進めているものでございます。いわゆる民間企業でいうボーナスにつきましては、公務員では期末手当と勤勉手当という二つの手当を足し合わせて、いわゆる6月、12月にボーナスということで支給してございます。今回のボーナスの引き上げ分は、もともと年間通じて4.85月分、今、ボーナスを支給されてるんですけども、0.05月分上乗せしようということで、合計で4.9か月分になるんですけども、今回引き上げる0.05月分につきましては、期末手当と勤勉手当の両方に配分しますので、勤勉手当で申し上げますと0.025月分、今回引き上げるという改正を行うのが今回のこの新旧対照表の内容でございます。お手元の資料をご覧いただきますと、赤字で記載をされている100分の117.5とか100分の120とかというところが、こちらがボーナスの支給月数の引き上げをお示ししてございまして、この右と左の差分が0.025月分ということで今回の引き上げに相当するものになってございます。

また、資料の2ページ目を御覧いただきますと、第六条、特に赤線は引いてございませんが、第六条で（減額率）という条項がございますが、こちらはいわゆる年次有給休暇とか、病気休暇などの正規の休暇ではなくて、勝手にという言い方をしてはいけませんけれども、私的な休みを取った職員、また懲戒処分を受けた職員については、ボーナスの減額がされる規定がございます。それを示しているのがこの第六条の規定になりまして、次のページをご覧いただきますと、中ほどより下に別表第二というところがございます。こちらがいわゆる先ほど申し上げました欠勤に伴う減額について規定をし

	<p>ている表になります。今回こちらにつきましては、区民からの信頼を確保するというようなところも特別区人事委員会勧告の中でも触れられてございまして、こういった欠勤を繰り返す職員が増えているということも指摘をされてございます、勧告の中で。それを受け、そういった良くない休み方をする職員について厳しく取り扱うのがこちらの改定でございます。</p> <p>右側が旧、左側が新になってございますが、例えば一番最初のところで申し上げますと、私事欠勤の取扱いを受けた期間が、従来は9日以上ある者は減額率が100分の100、つまりもう完全に勤勉手当を支給しないといった形になりますが、この一番厳しい取扱いをする日数が従前は9日であったものが、左側、新で申し上げますと8日ということで、より厳しく取扱いをするというような改善でございます。こちらの減額率の改正は職員にとって有利な改正ではありませんので、これはさかのぼらずに、今年のボーナスではなくて来年のボーナスから適用されるように令和7年の12月2日施行ということで、今回の冬のボーナスには適用させずに来年度に向けて改めるという内容もこちらのほうになってございます。</p> <p>一番最後のページにございますが、今回のこの規則自体は公布の日から施行しますが、先ほど申し上げました減額率の規定につきましては、令和7年12月2日から施行するということで、その効果を今年のボーナスではなく来年度ボーナス以降に反映していこうという改正でございます。</p> <p>順番間違えてしまったんですけども、元々、今回の人事委員会の勧告に伴いまして給与条例等の改正があります。給与条例の改正に伴って変更が必要な規則がこの勤勉手当の規則改正であります。いずれも特別区人事委員会の勧告に沿った形で制度の見直しをするための改正でございまして、給与月額は今年の4月にさかのぼる。ボーナスは12月から適用するという形で改正をするものでございます。</p> <p>長くなりましたが、説明は以上です。</p>
教 育 長	この件に関して、何かご質問やご意見等ありましたらお願ひいたします。
教 育 長	[「なし」と呼ぶ者あり]

	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
教 育 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 秘密会はここまでといたします。
教 育 長	[秘密会終了] 以上をもちまして、令和7年第2回教育委員会定例会を終了いたします。 閉会時刻 午後1時45分